

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

行政職給料表

級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事、技師、保健師、保育士、栄養士、看護師、学芸員、社会福祉主事又は社会福祉士の職務	53	9.0	主事	33	53	9.0	主事級
				技師	4			
				保健師	5			
				保育士	10			
				社会福祉主事	1			
計	53							
2級	1 主任の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	95	16.2	主任	75	95	16.2	主任級
				主任(再任用)	20			
計	95							
3級	1 係長、主査又は園長の職務 2 困難な業務を処理する職務	244	41.7	主査	193	244	41.7	主査級
				計	193			
				係長	50			係長級
				園長	1			
				計	51			
4級	1 副参事又は防災専門員の職務 2 特に困難な業務を処理する職務	56	9.6	副参事	55	56	9.6	副参事級
				防災専門員	1			
計	56							
5級	1 会計管理者、課長、委員会等の事務局の長、支所長、参事、課長補佐、委員会等の事務局の次長又は指導主事の職務 2 困難な業務を処理する防災専門員の職務	115	19.6	課長補佐	96	100	17.1	課長補佐級
				議会事務局次長	1			
				監査委員事務局次長	1			
				選挙管理委員会事務局次長	1			
				農業委員会事務局次長	1			
				計	100			
				課長	9	36	6.1	課長級
				会計管理者	1			
				農業委員会事務局長	1			
				支所長	1			
参事	2							
指導主事	1							
計	15							
6級	1 管理主事の職務 2 困難な業務を所掌する会計管理者、課長、委員会等の事務局の長、支所長、参事又は指導主事の職務	21	3.6	課長	13	21	3.6	管理主事級
				議会事務局長	1			
				監査委員事務局長	1			
				支所長	3			
				参事	2			
				指導主事	1			
計	21							
7級	1 政策監の職務 2 重要かつ困難な業務を所掌する会計管理者、課長、委員会等の事務局の長、支所長、参事又は管理主事の職務	2	0.3	政策監	1	2	0.3	管理主事・政策監
				管理主事	1			
計	2							
合計		586	100.0					

消防職給料表

級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	26	19.0	消防士	26	26	19.0	消防士級
				計	26			
2級	1 消防副士長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務	29	21.2	消防副士長	29	29	21.2	消防副士長級
				計	29			
3級	消防士長の職務	33	24.1	副主任	33	33	24.1	消防士長級
				計	33			
4級	1 消防司令、消防司令補の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする消防士長の職務	46	33.5	係長	16	30	21.9	消防司令補級
				主任	4			
				副分署長	10			
				計	30			
				課長	3	16	11.6	消防司令級
				室長	3			
				消防主幹	4			
				副署長	1			
				分署長	5			
				計	16			
5級	1 消防司令長の職務 2 困難な業務を所掌する消防司令の職務	2	1.5	次長	1	2	1.5	消防司令長級
				署長	1			
				計	2			
6級	1 消防監の職務 2 困難な業務を所掌する消防司令長の職務	1	0.7	消防長	1	1	0.7	消防監級
				計	1			
合計		137	100.0					

技能労務職給料表

級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	その都度指示を受け、又は定 まった順序に従って行う単純容 易な技能労務又は一般労務に従 事する職員の職務	0	0.0			0	0	0.0	技能 労務 職級
				計	0				
2級	その都度指示を受け、又は定 まった順序に従って行う単純容 易な技能労務又は一般労務に従 事する職員で相当な経験を有し たものの職務	10	19.6	技能員	3	10	19.6		技能 労務 職級
				技能員(再任用)	7				
				計	10				
3級	相当の技能を必要とする作業を 行う技能職員又は相当長期の経 験を必要とする作業を行う労務 職員の職務	3	5.9	技能員	3	3	5.9		技能 労務 職級
				計	3				
4級	長期の経験に基づき、特に高度 の技能及び知識を必要とする作 業を行う技能職員の職務又は長 期の経験に基づき、特に困難な 作業を行う労務職員の職務	20	39.2	技能員	20	20	39.2		技能 労務 職級
				計	20				
5級	極めて高度の技能又は経験を必 要とする作業を行う技能職員又 は長期の経験に基づき極めて困 難な作業を行う労務職員の職務	18	35.3	技能員	18	18	35.3		技能 労務 職級
				計	18				
合計		51	100.0						